

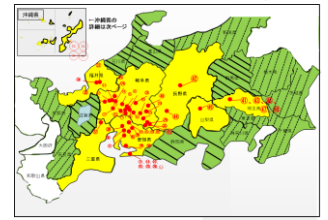
背景・趣旨

- 平成30年9月に我が国で26年ぶりに発生が確認されたC S F (豚熱) については、同病に感染した野生イノシシによって広域に病原体が拡散し、現在に至ってもなお終息に至っていない。
- このため、野生動物の感染に対する対策を強化するとともに、農場における飼養衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延の防止を図る必要。
- 加えて、一昨年以降、アジア地域においてA S F (アフリカ豚熱) の発生が急速に拡大し、我が国への侵入脅威が一段と高まっているため、畜産物の輸出入検疫を強化し、同病を含む悪性伝染性疾患(※)の侵入防止を徹底する必要。

※ 特に病原性が高く、伝播力の強い伝染性疾患である、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、C S F、A S F、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザをいう。

■ C S F の発生状況

(R2 2/2時点)



■ A S F の発生状況

(R2 2/5時点)



赤色：2005年以降OIE等に発生通報のあった国・地域

改正の概要

議員立法で措置(ASF関連に限る)

- 家畜の伝染性疾患の名称変更 (豚熱、アフリカ豚熱、その他) 【改正後第2条第1項の表等】
- 家畜の所有者・国・都道府県・市町村・関連事業者の責務の明確化 【改正後第2条の2から第2条の4まで】
- 飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充
 - 衛生管理区域に入る者にも又は汚染された畜舎・倉庫等から出る者にも課せられている消毒義務を、当該施設どちらも出入りする者に課すよう措置。 【改正後第8条の2、第28条等】
 - 家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに、飼養衛生管理に係る責任者を選任する制度を創設。 【改正後第12条の3の2】
 - 飼養衛生管理の指導等に係る指針(国が策定)・計画(都道府県が策定)の制度を創設。 【改正後第12条の3の3及び第12条の3の4】
 - まん延防止措置として、都道府県知事は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守について、指導・助言を経ないで緊急に勧告・命令できるような措置(併せて、国の都道府県知事に対する指示の対象事務に追加)。 【改正後第34条の2(改正後第47条)】
 - 都道府県知事は、飼養衛生管理基準の遵守に係る命令違反者を公表できるように措置するとともに、国は、都道府県における飼養衛生管理の状況等について、積極的に公表できるように措置。 【改正後第12条の7】
 - 飼養衛生管理に関する罰則を強化。 【改正後第63条、第66条、第69条、第70条等】
- 野生動物における悪性伝染性疾患のまん延防止措置の法への位置付け (併せて、国の都道府県知事に対する指示の対象事務に追加)
 - 野生動物における悪性伝染性疾患の浸潤状況調査、経口ワクチン散布等を法に位置付け。 【改正後第31条第2項等】
 - 野生動物で悪性伝染性疾患の感染が発見された場合にも、発見された場所等の消毒や当該場所その他の場所との通行制限、周辺農場等に対する家畜の移動制限、飼料業者・運送業者等関連事業者の倉庫・車両の消毒などの病原体拡散防止措置が実施できるよう措置。 【改正後第25条の2、第26条、第28条の2等】
- 予防的殺処分の対象疾患の拡大 【改正後第17条の2】
 - 予防的殺処分の対象疾患にA S Fを追加。
 - 野生動物で口蹄疫又はA S Fの感染が発見された場合にも、予防的殺処分が実施できるよう措置。
- 家畜防疫官の権限等の強化
 - 出入国者の携帯品中の畜産物(肉・肉製品)の有無を、家畜防疫官が質問・検査できるように措置。 【改正後第40条第5項及び第45条第5項】
 - 輸出入検疫の結果、発見された違反畜産物について、家畜防疫官が廃棄できるように措置。 【改正後第46条第4項】
 - 動物検疫所長は、輸出入検疫に係る事務を円滑に行うため、船舶・航空会社や海・空港の管理者等に対して必要な協力を求めることができるよう措置。 【改正後第46条の4第1項】
 - 輸出入検疫に関する罰則を強化。 【改正後第63条、第69条等】